

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年4月14日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	坂本 久
【電話番号】	03-3277-1800
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	オルタナティブベストセレクション・ラップ
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年4月15日から平成28年4月14日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

オルタナティブベストセレクション・ラップ  
（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は1口当たり1円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

### （５）【申込手数料】

ありません。

### （６）【申込単位】

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7)【申込期間】

平成27年4月15日から平成28年4月14日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとしします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」といいます。 )の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(八) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし  
ます。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事  
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）に属し、主として投資信託証券に投資し、投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型  特殊型 (絶対収益追求型)
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	
		その他資産 ( )  資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	ブル・ベア型
	年2回	日本		条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	絶対収益追求型
	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ	その他( )
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他( )	中南米	あり( )	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式 一般、 債券 一般)))		アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東) エマージング	なし	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### 属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 一般、 債券 一般)))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産(株式 一般、債券 一般)に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし <sup>(注)</sup>	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



#### b. ファンドの特色

### 1. 国内外の株式や公社債、商品先物などその他資産で運用する複数の投資信託証券に分散投資することにより、市況変動に比較的左右されにくい着実な収益の獲得を目指すファンド・オブ・ファンズです。

当ファンドが投資する投資信託証券の投資戦略の例としては、以下のものがあります。

ただし、投資する投資信託証券は以下の投資戦略を用いる投資信託証券に限りません。

したがって、以下の投資戦略例以外の戦略を用いる投資信託証券に投資を行う場合があります。

なお、以下の投資戦略を用いる投資信託証券のすべてに常に投資するものではなく、また、いずれにも投資しない場合もあります。

#### <当ファンドが投資する投資信託証券の投資戦略の例>

### マーケット・ニュートラル戦略

ある資産に投資（ロング）しつつ、ほぼ同額の売り建て（ショート）を維持することにより、投資した資産の市場全体の上昇、下落にかかわらず、安定した収益の獲得を目指す投資手法です。

### ロング・ショート戦略

ある資産に投資（ロング）しつつ、売り建て（ショート）を同時に行って、収益の獲得を目指す投資手法です。マーケット・ニュートラル戦略ではロングとショートがほぼ同額に維持されるのに対し、ロング・ショート戦略では通常、双方の金額を常に同額とする運用を行いません。

### グローバル・タクティカル・アセット・アロケーション(GTAA)戦略

世界の主要先進国の株式市場、債券市場、通貨市場について、資産ごと、または各資産内での国ごとまたは通貨ごとの割安・割高具合などを比較・分析し、分散投資を行うことにより収益の獲得を目指す投資手法です。各資産の先物取引や為替予約取引などの買い建て、売り建てを利用して機動的に配分比率を変更する手法が一般的です。

### 国内債券アクティブ戦略

マクロ経済分析や市場分析などを通じて、国内の金利水準、利回り曲線、信用スプレッドなどの動向を予測し、それらに基づいて国内債券に投資することにより収益の獲得を目指す投資手法です。

### 為替フルヘッジ型外国債券アクティブ戦略

外国債券に投資しつつ為替予約取引などの利用により為替リスクを極力低減し、収益の獲得を目指す投資手法です。為替ヘッジを行う際には、内外金利差に相当するヘッジ・コストがかかります。

投資を行う投資信託証券および組入比率の決定は、以下の投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の中から、定量的ならびに定性的な評価などに基づいて行います。組入投資信託証券および組入比率については、適宜見直しを行います。

#### < 指定投資信託証券 >

投資戦略	投資信託証券	運用会社
マーケット・ニュートラル	大和住銀 F o F 用 ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	大和住銀投信投資顧問株式会社
ロング・ショート	MHAM 国内株式 L & S ファンド（F o F 用）（適格機関投資家専用）	みずほ投信投資顧問株式会社

上表は平成27年 4月14日現在の指定投資信託証券の一覧です。

上記指定投資信託証券のうち、一部の投資信託証券に投資しない場合または保有する一部の投資信託証券について全額売却する場合があります。

上記指定投資信託証券の一部について名称が変更となる場合があります。

各指定投資信託証券の概要は、後述の「指定投資信託証券の概要」をご覧ください。

指定投資信託証券は定量的ならびに定性的な評価などに基づき選定を行い、必要と判断する場合には、追加や削除を適宜行います。

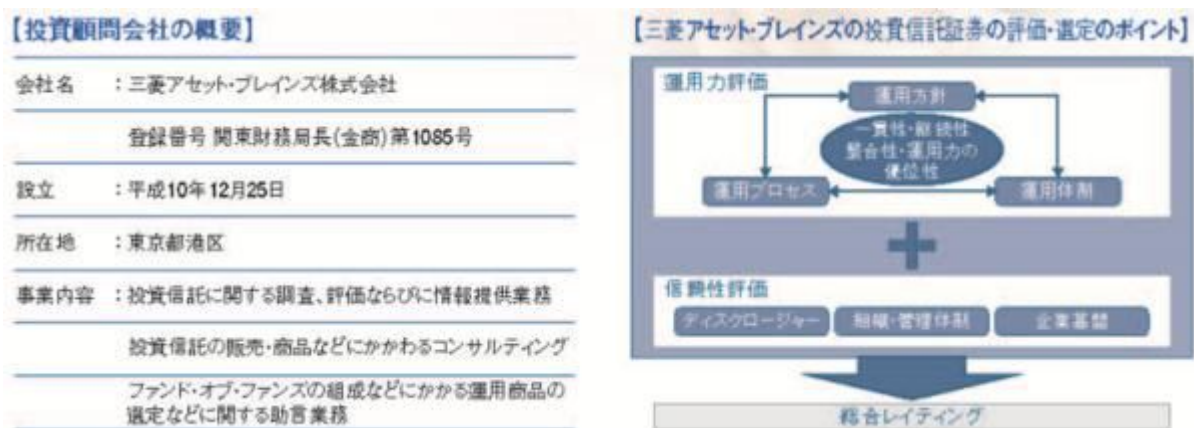


投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産（投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含まず。）への投資については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

## 2. 指定投資信託証券の選定（追加、削除を含みます。）、投資を行う投資信託証券および組入比率の決定にあたっては、三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資助言および情報提供を受けます。

三菱アセット・ブレインズ株式会社は、国内において、投資信託の評価業界に本格的な定性評価手法をいち早く導入し、投信委託会社、投信販売会社、確定拠出年金の運営管理機関などに、高品質な評価情報を継続的に提供しています。



## 3. 投資一任契約に基づく取引を行うために設定されたファンドです。

ご購入にあたっては、投資一任契約（ラップ口座に関する契約）をみずほ証券株式会社と締結する必要があります。

当ファンドの資金動向、市況動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

## 主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 同一の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

原則として、年1回（毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収

益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

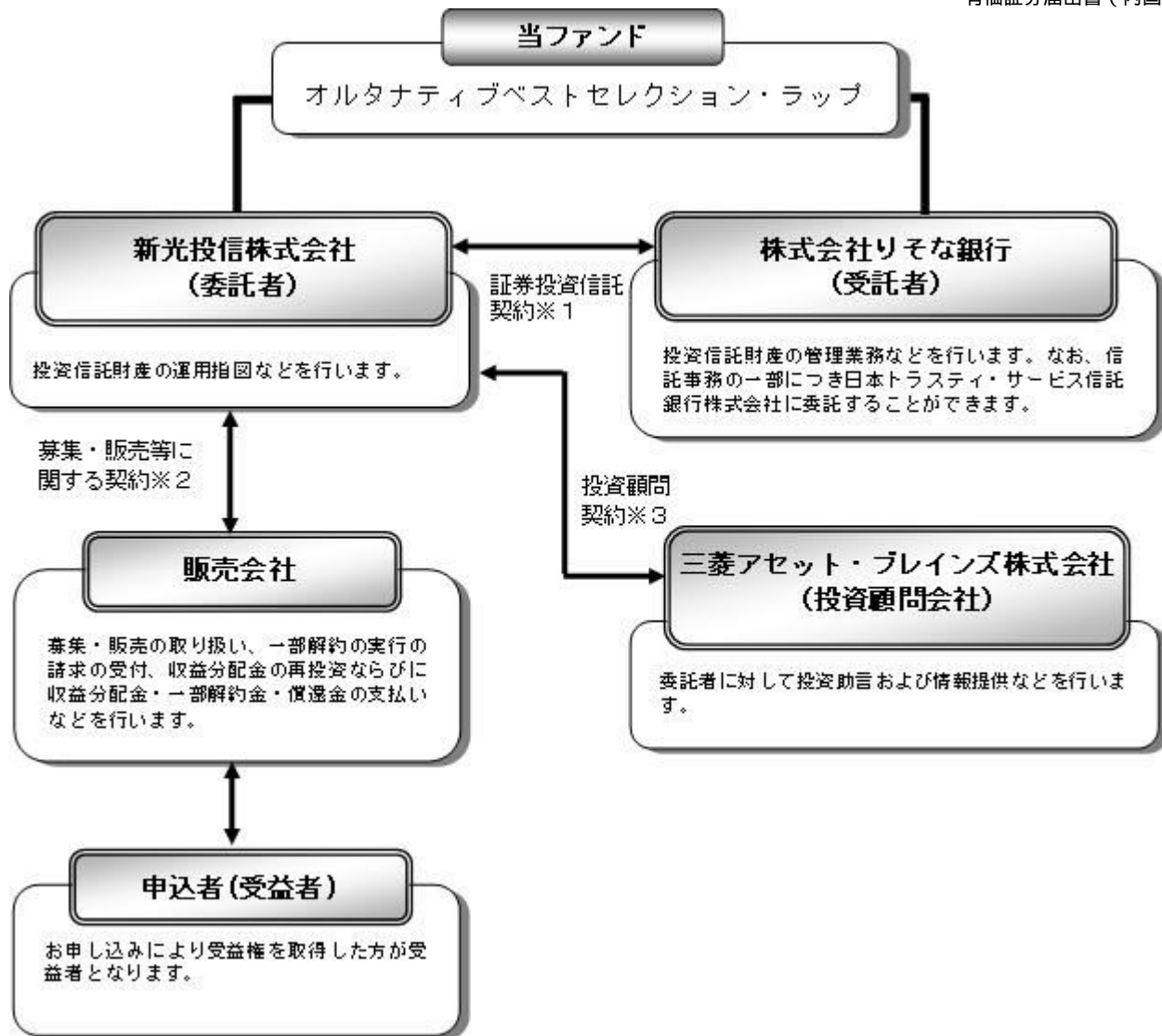
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### （2）【ファンドの沿革】

平成19年2月23日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成19年3月13日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成22年3月18日	投資対象とする投資信託証券の運用対象範囲を、内外の株式や公社債以外の資産にも拡大し、また、同一の投資信託証券への投資割合の制限（純資産総額の40%以下）を撤廃する約款変更の届出

### （3）【ファンドの仕組み】

#### a . ファンドの仕組み



### 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

### 2 募集・販売等に関する契約

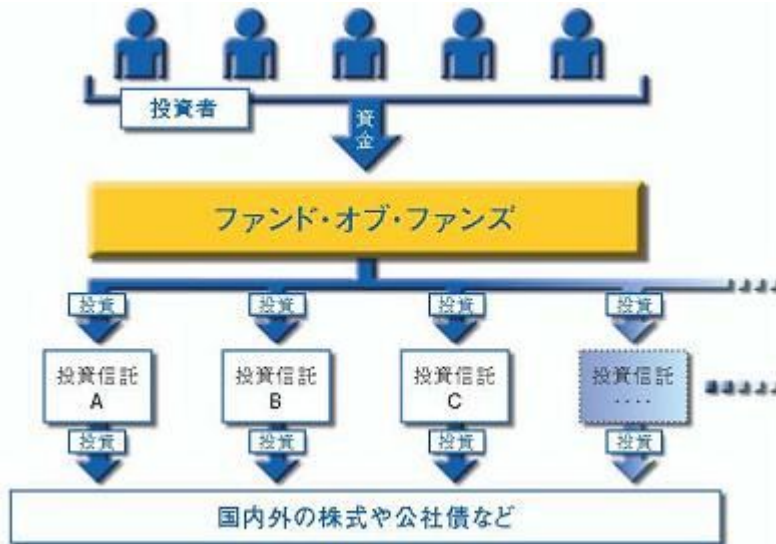
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

### 3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



## b. 委託会社の概況

### (イ) 資本金の額（平成27年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

### (ロ) 委託会社の沿革

昭和36年 6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成 8年 8月	投資顧問業者の登録
平成 8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成 9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年 4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

### (ハ) 大株主の状況

（平成27年1月末現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ & コンサルティング	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	137,200	7.52

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

#### b. 運用の方法

##### (イ) 主要投資対象

内外の投資信託証券(不動産投資信託証券を除きます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### (ロ)投資態度

主として内外の株式や公社債(これら有価証券の先物取引等を含みます。)、商品先物等その他資産で運用することを目的とする複数の投資信託証券に分散投資を行い、市況変動に比較的左右されにくい着実な収益の獲得を目指します。

投資を行う投資信託証券および組入比率の決定は、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。 )の中から、定量的ならびに定性的な評価等に基づいて行います。なお、組入投資信託証券および組入比率については、適宜見直しを行います。

指定投資信託証券は、定量的ならびに定性的な評価等に基づき選定を行い、必要と判断する場合には追加や削除を適宜行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産(投資信託証券への投資を通じて間接的に保有するものを含みます。 )への投資については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

指定投資信託証券の選定(追加、削除を含みます。 )、投資を行う投資信託証券および組入比率の決定にあたっては、三菱アセット・ブレインズ株式会社から投資助言および情報提供を受けます。

当ファンドの資金動向、市況動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

#### (ハ)主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。 )以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### (2)【投資対象】

##### a.投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.金銭債権

ハ.約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

##### b.運用の指図範囲

(イ)委託者は、信託金を、主として別に定める複数の投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。 )のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパー

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。 )

4．外国法人が発行する譲渡性預金証書

5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 指定投資信託証券の概要

ファンド名	大和住銀F o F用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）
形態	追加型株式投資信託

運用方針	<p>&lt;基本方針&gt; この投資信託は、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式へ投資するとともに、株価指数先物取引などの派生商品取引を活用し、株式市場の変動リスクの低減を図りつつ、安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。</p> <p>&lt;投資対象&gt; 大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とします。また、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引などの派生商品取引を活用します。</p> <p>&lt;投資態度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。</li> <li>・運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。現物株式（マザーファンドの投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以上とします。</li> <li>・実質株式組入について、株式市場の変動リスクの低減を図ることを目的として、株価指数先物取引などの派生商品取引を活用します。</li> <li>・資金動向、市況動向、残存期間などおよびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul> <p>&lt;マザーファンドの投資態度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の株式を主要投資対象とし、銘柄調査を重視したアクティブ運用を行います。</li> <li>・運用にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより、「ファンダメンタル価値対比割安なバリュー銘柄」と「将来収益への成長期待が高いグロース銘柄」を中心に投資します。株式への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以上とします。</li> <li>・T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとし、ベンチマークに対するリスクコントロールを重視しつつ、ベンチマークを安定的に上回る投資成果を目指します。</li> <li>・資金動向、市況動向、残存期間などおよびやむを得ない事情が発生した場合は上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への実質投資は行いません。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託報酬	<p>純資産総額に対して年率0.51%（税抜）</p> <p>内訳 委託会社：年率0.44%（税抜） 販売会社：年率0.01%（税抜） 受託会社：年率0.06%（税抜）</p>
信託設定日	平成19年3月12日
委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

< 大和住銀投信投資顧問株式会社の沿革 >

昭和48年6月	大和投資顧問株式会社設立。
平成11年2月	証券投資信託委託業の認可取得。
平成11年4月	住銀投資顧問株式会社およびエス・ピー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号変更。

ファンド名	MHAM国内株式L & Sファンド（F o F用）（適格機関投資家専用）
形態	追加型株式投資信託
運用方針	<p>&lt;基本方針&gt; この投資信託は、中・長期的に安定した投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>&lt;投資対象&gt; この投資信託は、MHAM国内株式L &amp; Sマザーファンド2 受益証券を主要投資対象とします。なお、この他わが国の株式へ直接投資する場合があります。</p> <p>&lt;投資態度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親投資信託の受益証券を通じて、わが国の株式を実質的な投資対象とし、ロング・アンド・ショート戦略を活用した運用により、株式市場の価格変動リスクを低減しつつ、絶対的なリターンを追求することで、中・長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。</li> <li>・原則として、親投資信託の受益証券の投資割合は、高位とすることを基本とします。</li> <li>・株式への実質投資割合（信用取引および派生商品などを含みます。）は、原則、-30%～30%の範囲内に維持します。</li> <li>・市場動向や資金動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> <li>・委託会社の判断により、純資産総額の範囲内で株式の信用取引による売り付けを行うことができます。</li> </ul> <p>&lt;マザーファンドの投資態度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国の株式を主要投資対象とし、ロング・アンド・ショート戦略を活用した運用により、株式市場の価格変動リスクを低減しつつ、絶対的なリターンを追求することで、中・長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。</li> <li>・株式への投資にあたっては、スタイルマネジメント（トップダウン・アプローチ）ならびに相対評価および絶対評価による個別銘柄選択（ボトムアップ・アプローチ）により、ポートフォリオを構築します。</li> <li>・株式への実質投資割合（信用取引および派生商品などを含みます。）は、原則、-30%～30%の範囲内に維持します。</li> <li>・市場動向および資金動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> <li>・委託会社の判断により、純資産総額の範囲内で株式の信用取引による売り付けを行うことができます。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への実質投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・有価証券の買い付けおよび有価証券先物取引などによる買い建ての想定元本の総額（ロング・ポジション）は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</li> <li>・有価証券の売り付けおよび有価証券先物取引などによる売り建ての想定元本の総額（ショート・ポジション）の絶対金額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</li> </ul>
信託期間	無期限
決算日	毎年6月12日、12月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（同日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。



信託報酬	純資産総額に対して年率0.64%（税抜） 内訳 委託会社：年率0.57%（税抜） 販売会社：年率0.01%（税抜） 受託会社：年率0.06%（税抜）
信託設定日	平成19年3月12日
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

### <みずほ投信投資顧問株式会社の沿革>

昭和39年5月	朝日証券投資信託委託株式会社設立。
平成9年10月	株式会社第一勧業投資顧問、勸角投資顧問株式会社と合併し、第一勧業朝日投信投資顧問株式会社に商号変更。
平成11年7月	第一勧業アセットマネジメント株式会社に商号変更。
平成19年7月	富士投信投資顧問株式会社と合併し、みずほ投信投資顧問株式会社に商号変更。

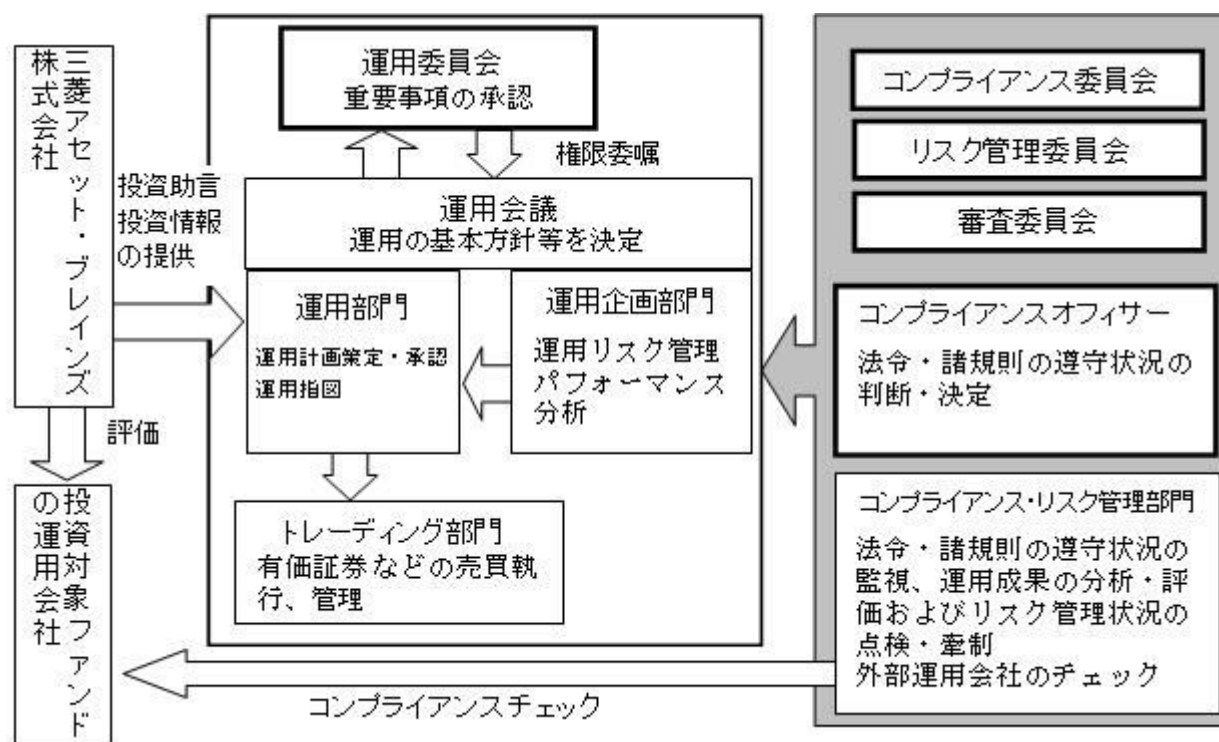
前述の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成27年4月14日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### （3）【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

#### PLAN

- ・ 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・ 運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。

- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

D0

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

#### < 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

#### b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

#### （４）【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、1月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
  1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
  2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
  3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあ

るときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。  
「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 同一の投資信託証券への投資割合

同一の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

d. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

e. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

g. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入

金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

h. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

i. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、主として投資信託証券に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

##### a. 投資対象とする投資信託証券が用いる投資戦略に関するリスク

当ファンドは、有価証券への投資、および有価証券・為替・金利・商品などを原資産とする派生商品への投資に関して様々な投資戦略を用いる投資信託証券に主として投資を行います。このような投資戦略では、これら市場の市況動向と当該戦略の投資成果が必ずしも一致しません。また、投資対象とする有価証券などの価格が一定の範囲を上下した場合であっても、売買タイミングや派生商品の利用により損失を被ることがあります。これらの場合には当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### b. 特定の投資信託証券または投資戦略に投資するリスク

当ファンドが投資対象とする投資信託証券における委託会社（運用会社）の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において採用される投資戦略が、結果的にひとつまたは少数に偏る可能性があり、特定の投資戦略が当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼす場合があります。したがって、特定の投資信託証券または投資戦略で損失が発生した場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### c. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、投資信託証券を通じて株式を実質的な投資対象としますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。株式市場が下落した場

合に限らず、株式市場が上昇した場合でも、採用している投資戦略によっては損失を被ることがあり、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### d．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。当ファンドは、投資信託証券を通じて債券を実質的な投資対象としますので、金利変動により当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。金利上昇は債券価格の下落要因となりますが、債券価格の上昇要因となる金利低下であっても、採用している投資戦略によっては損失を被ることがあります。したがって金利が上昇しても、または低下しても、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### e．為替変動リスク

当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券が投資する外貨建証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドが投資対象とする投資信託証券では、為替予約取引などをヘッジ目的以外に、効率的に利益を追求する目的でも使用する可能性があるため、外国通貨に対し円安となった場合でも、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### f．商品市況変動リスク

商品市況変動リスクとは、商品市況が様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展など）の変化などの影響を受けて下落するリスクをいいます。

当ファンドは投資信託証券を通じて商品先物などを実質的な投資対象としますので、商品市況の動きにより当ファンドの基準価額は変動する可能性があります。商品市況が下落した場合に限らず、商品市況が上昇した場合でも、採用している投資戦略によっては損失を被ることがあり、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### g．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが実質的に投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### h．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券が売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性が低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

#### i．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要

因によって影響を受けます。そのため、当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

j. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあることがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

(ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ト) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券(ベビーファンド)が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入る有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券(ベビーファンド)の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(チ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

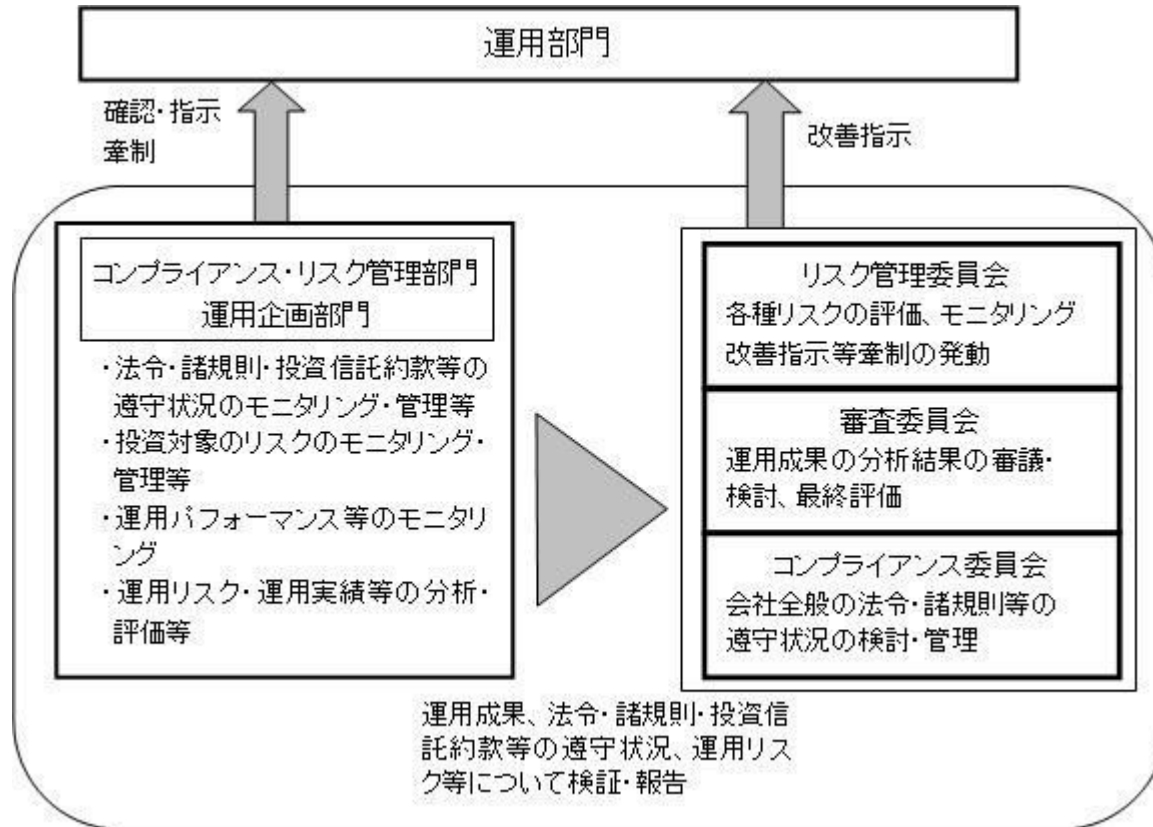
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

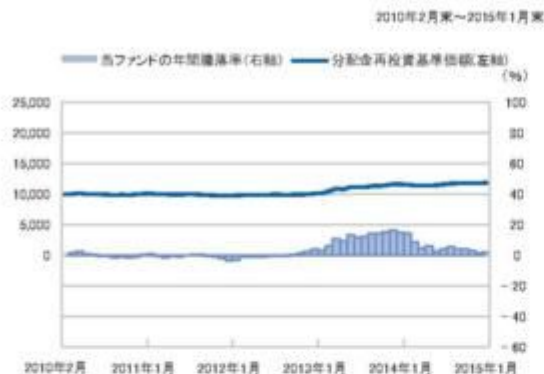


上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

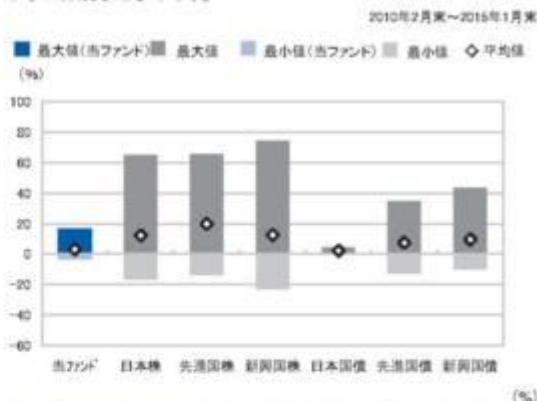


※分配金再投資基準価額は、2010年2月末の基準価額を10,000として指数化しております。  
 ※年間騰落率は、2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、取引時の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	16.6	65.0	65.7	4.5	34.9	43.7
最小値	△3.4	△17.0	△13.6	0.4	△12.7	△10.1
平均値	3.2	12.3	19.9	12.7	2.4	7.5

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※2010年2月から2015年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。  
 ※決算日に対応した数値とは異なります。  
 ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債  
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の徴額について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建て債券等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用されています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】



申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率0.4536%（税抜0.42%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して最大で年率1.1026%（税抜1.038%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の配分 >

委託者 <sup>(注1)</sup>	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.04%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価
投資対象とする投資信託証券	下記表参照	ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬です。
実質的な負担 <sup>(注2)</sup>	年率1.1026%（税抜1.038%）程度	-

(注1) 委託者の信託報酬には、投資顧問会社（三菱アセット・ブレインズ株式会社）に対する報酬（年率0.15%（税抜））が含まれています。

(注2) 平成22年4月14日現在の投資助言および情報提供に関する三菱アセット・ブレインズ株式会社との投資顧問契約に基づいて試算した上限の数値です。当該契約が変更された場合には実質的な信託報酬の総額の上限も変更となる場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率は以下のとおりです。

指定投資信託証券の名称	信託報酬 (対純資産総額・年率)
大和住銀Fof用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	0.51%（税抜）
MHAM国内株式L&Sファンド（Fof用）（適格機関投資家専用）	0.64%（税抜）

指定投資信託証券に成功報酬を徴収する投資信託証券が新規に追加された場合には、固定率による信託報酬に加え、当該投資信託証券の運用実績に応じた成功報酬も実質的に負担することとなります。

(4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末ま

たは信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。

d．当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、監査報酬等がかかります。

e．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

##### a．個人の受益者の場合

###### (イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

###### (ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

###### (ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### b．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

##### c．個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (ニ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

#### d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

上記は平成27年1月末現在のものです。税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

#### オルタナティブベストセレクション・ラップ

(平成27年 1月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	87,481,650	96.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,265,960	3.59
純資産総額		90,747,610	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

オルタナティブベストセレクション・ラップ

イ. 評価額上位銘柄明細

(平成27年 1月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受 益証券	大和住銀FoF用ジャパン・マーケッ ト・ニュートラル(適格機関投資 家限定)	52,725,235	1.1539	60,839,648	1.154	60,844,921	67.04
2	日本	投資信託受 益証券	MHAM国内株式L&Sファンド (FoF用)(適格機関投資家専 用)	16,811,872	1.5718	26,424,900	1.5844	26,636,729	29.35

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨て  
ているため、合計と一致しない場合があります。

ロ. 種類別投資比率

(平成27年 1月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.40
合計	96.40

## 【投資不動産物件】

オルタナティブベストセレクション・ラップ

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

オルタナティブベストセレクション・ラップ

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

オルタナティブベストセレクション・ラップ

	純資産総額 (円)	1口当たり純資産額 (円)
--	-----------	---------------

期別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成20年 1月15日)	2,881,361,555	2,881,361,555	1.0173	1.0173
第2計算期間末 (平成21年 1月15日)	1,642,706,209	1,642,706,209	0.9818	0.9818
第3計算期間末 (平成22年 1月15日)	906,536,621	906,536,621	0.9741	0.9741
第4計算期間末 (平成23年 1月17日)	543,447,748	543,447,748	0.9735	0.9735
第5計算期間末 (平成24年 1月16日)	357,029,214	357,029,214	0.9437	0.9437
第6計算期間末 (平成25年 1月15日)	111,077,276	111,077,276	0.9749	0.9749
第7計算期間末 (平成26年 1月15日)	75,090,414	75,157,094	1.1261	1.1271
第8計算期間末 (平成27年 1月15日)	92,792,968	92,874,153	1.1430	1.1440
平成26年 1月末日	74,889,005		1.1231	
2月末日	75,462,766		1.1181	
3月末日	74,551,313		1.1044	
4月末日	74,764,668		1.1075	
5月末日	76,567,460		1.1047	
6月末日	76,837,770		1.1086	
7月末日	80,830,502		1.1226	
8月末日	78,809,177		1.1351	
9月末日	86,667,343		1.1382	
10月末日	85,717,151		1.1419	
11月末日	91,015,812		1.1431	
12月末日	92,793,795		1.1430	
平成27年 1月末日	90,747,610		1.1455	

## 【分配の推移】

## オルタナティブベストセレクション・ラップ

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成19年 3月13日～平成20年 1月15日	0.0000
第2計算期間	平成20年 1月16日～平成21年 1月15日	0.0000
第3計算期間	平成21年 1月16日～平成22年 1月15日	0.0000
第4計算期間	平成22年 1月16日～平成23年 1月17日	0.0000
第5計算期間	平成23年 1月18日～平成24年 1月16日	0.0000
第6計算期間	平成24年 1月17日～平成25年 1月15日	0.0000
第7計算期間	平成25年 1月16日～平成26年 1月15日	0.0010
第8計算期間	平成26年 1月16日～平成27年 1月15日	0.0010

## 【収益率の推移】

## オルタナティブベストセレクション・ラップ

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成19年 3月13日～平成20年 1月15日	1.7
第2計算期間	平成20年 1月16日～平成21年 1月15日	3.5
第3計算期間	平成21年 1月16日～平成22年 1月15日	0.8
第4計算期間	平成22年 1月16日～平成23年 1月17日	0.1
第5計算期間	平成23年 1月18日～平成24年 1月16日	3.1
第6計算期間	平成24年 1月17日～平成25年 1月15日	3.3
第7計算期間	平成25年 1月16日～平成26年 1月15日	15.6
第8計算期間	平成26年 1月16日～平成27年 1月15日	1.6

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

#### (4)【設定及び解約の実績】

##### オルタナティブベストセレクション・ラップ

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	平成19年 3月13日～平成20年 1月15日	3,655,899,620	823,435,297
第2計算期間	平成20年 1月16日～平成21年 1月15日	1,323,146,085	2,482,515,633
第3計算期間	平成21年 1月16日～平成22年 1月15日	216,741,428	959,223,182
第4計算期間	平成22年 1月16日～平成23年 1月17日	263,073,146	635,458,617
第5計算期間	平成23年 1月18日～平成24年 1月16日	186,735,882	366,637,126
第6計算期間	平成24年 1月17日～平成25年 1月15日	49,299,400	313,693,210
第7計算期間	平成25年 1月16日～平成26年 1月15日	39,126,592	86,378,240
第8計算期間	平成26年 1月16日～平成27年 1月15日	21,000,601	6,495,941

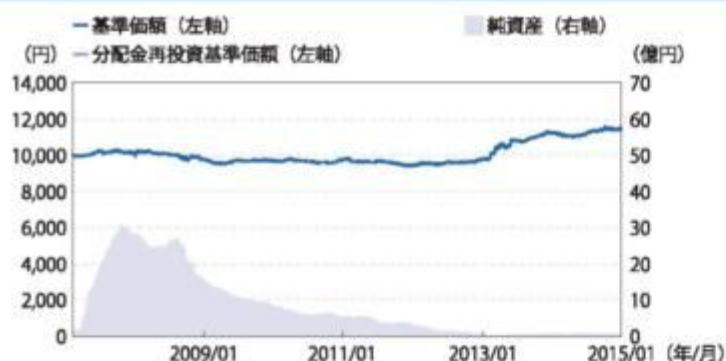
(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### 参考情報

## 運用実績

2015年1月30日現在

## &lt;基準価額・純資産の推移&gt; (2007年3月13日～2015年1月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## &lt;分配の推移&gt;

2015年1月	10円
2014年1月	10円
2013年1月	0円
2012年1月	0円
2011年1月	0円
設定来累計	20円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

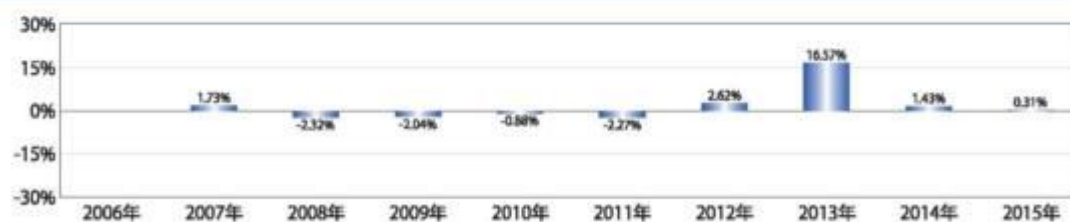
## &lt;主要な資産の状況&gt;

## 組入状況

ファンド名	純資産比率
大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル(適格機関投資家限定)	67.04%
MHAM国内株式L&Sファンド(FoF用)(適格機関投資家専用)	29.35%
-	-
-	-
合計	96.40%

## &lt;年間収益率の推移&gt;

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。  
 ※2007年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。  
 ※2015年については、年初から1月末までの収益率を記載しています。

10 - 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

(イ) 当ファンドは、販売会社であるみずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用ファンドです。取得にあたっては、ラップ口座に関する基本契約を締結する必要があります。ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

(ロ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、以下に定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ハ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「オルタナティブベストセレクション・ラップ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ニ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(ホ) 委託者または販売会社は、指定投資信託証券の受付中止日に基づき委託者が指定する日には、取得のお申し込みを受け付けないものとします。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止すること、または既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### 一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま



たは記録が行われます。

- (二) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。なお、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (ヘ) 受益者は、指定投資信託証券の受付中止日に基づき委託者が指定する日には、一部解約の実行の請求を行えないものとします。
- (ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

## インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
投資信託証券	原則として基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

## (4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(イ)の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の投資信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託者は、上記(ニ)の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、

原則として、公告を行いません。

(ヘ) 上記(ハ)から(ホ)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ト) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(チ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(リ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

#### c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

#### d. 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「e．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### g．信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### h．信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する3ヵ月前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

##### a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

##### b．一部解約請求権

受益者は、販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

##### c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成26年1月16日から平成27年1月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【オルタナティブベストセレクション・ラップ】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

	第7期 平成26年 1月15日現在	第8期 平成27年 1月15日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	3,417,558	3,514,665
投資信託受益証券	71,884,186	89,556,964
未収利息	4	4
流動資産合計	75,301,748	93,071,633
<b>資産合計</b>	75,301,748	93,071,633
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	66,680	81,185
未払受託者報酬	10,245	13,953
未払委託者報酬	133,090	181,353
その他未払費用	1,319	2,174
流動負債合計	211,334	278,665
<b>負債合計</b>	211,334	278,665
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	66,680,848	81,185,508
<b>剰余金</b>		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	8,409,566	11,607,460
( 分配準備積立金 )	6,470,976	7,213,438
元本等合計	75,090,414	92,792,968
<b>純資産合計</b>	75,090,414	92,792,968
<b>負債純資産合計</b>	75,301,748	93,071,633

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期		第8期	
	自	平成25年 1月16日 至 平成26年 1月15日	自	平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日
営業収益				
受取利息		1,547		1,444
有価証券売買等損益		8,673,765		1,772,778
営業収益合計		8,675,312		1,774,222
営業費用				
受託者報酬		19,388		25,962
委託者報酬		251,929		337,472
その他費用		2,596		3,898
営業費用合計		273,913		367,332
営業利益		8,401,399		1,406,890
経常利益		8,401,399		1,406,890
当期純利益		8,401,399		1,406,890
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,751,962		20,566
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,855,220		8,409,566
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,682,029		2,705,809
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,660,454		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,021,575		2,705,809
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		813,054
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		813,054
分配金		66,680		81,185
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		8,409,566		11,607,460



## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第8期
	自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 平成26年 1月15日現在	第8期 平成27年 1月15日現在
1. 計算期間末における受益権の総数 66,680,848口	1. 計算期間末における受益権の総数 81,185,508口
2. 計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1261円 (1万口当たり純資産額) (11,261円)	2. 計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1430円 (1万口当たり純資産額) (11,430円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第7期	第8期
	自 平成25年 1月16日 至 平成26年 1月15日	自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,216円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（6,511,973円）、信託約款に定める収益調整金（1,938,590円）及び分配準備積立金（24,467円）より分配対象収益は8,476,246円（1万口当たり1,271.15円）であり、うち66,680円（1万口当たり10円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,150円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,385,174円）、信託約款に定める収益調整金（4,394,022円）及び分配準備積立金（5,908,299円）より分配対象収益は11,688,645円（1万口当たり1,439.72円）であり、うち81,185円（1万口当たり10円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第7期	第8期
	自 平成25年 1月16日 至 平成26年 1月15日	自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

第7期 平成26年 1月15日現在	第8期 平成27年 1月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。	同左
--	----

## （関連当事者との取引に関する注記）

	第7期 自 平成25年 1月16日 至 平成26年 1月15日	第8期 自 平成26年 1月16日 至 平成27年 1月15日
	該当事項はありません。	同左

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

区分	第7期 平成26年 1月15日現在	第8期 平成27年 1月15日現在
期首元本額	113,932,496円	66,680,848円
期中追加設定元本額	39,126,592円	21,000,601円
期中一部解約元本額	86,378,240円	6,495,941円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第7期 平成26年 1月15日現在	第8期 平成27年 1月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	6,927,467	1,720,235
合計	6,927,467	1,720,235

## 3 デリバティブ取引等関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	MHAM国内株式L & Sファンド（F o F用）（適格機関投資家専用）	17,224,754	27,073,868	
	大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	54,149,490	62,483,096	
合計		71,374,244	89,556,964	

(注) 券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）」及び「MHAM国内株式L & Sファンド（F o F用）（適格機関投資家専用）」受益権を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益権であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 「大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）」の状況

「大和住銀FoF用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務諸表は日本国内の諸法規に準拠して作成され、独立監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」、「注記表」及び「附属明細表」は、同ファンドの運用会社である大和住銀投信投資顧問株式会社から入手した平成26年10月15日現在の財務諸表から抜粋したものであります。

(1) 貸借対照表

区 分	第7期 平成25年10月15日現在 金額(円)	第8期 平成26年10月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,547,129,514	3,482,080,075
親投資信託受益証券	9,808,643,529	10,942,430,320
派生商品評価勘定	7,115,425	600,551,730
前払金	145,985,000	-
差入委託証拠金	365,400,000	333,375,000
流動資産合計	12,874,273,468	15,358,437,125
資産合計	12,874,273,468	15,358,437,125
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	141,780,734	-
前受金	-	721,269,000
未払受託者報酬	2,842,831	5,322,291
未払委託者報酬	21,321,492	39,917,520
その他未払費用	648,580	1,238,491
流動負債合計	166,593,637	767,747,302
負債合計	166,593,637	767,747,302
純資産の部		
元本等		
元本	11,421,236,410	12,724,221,042
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,286,443,421	1,866,468,781
(分配準備積立金)	354,336,501	523,911,777
元本等合計	12,707,679,831	14,590,689,823
純資産合計	12,707,679,831	14,590,689,823
負債純資産合計	12,874,273,468	15,358,437,125

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第7期 自 平成24年10月16日 至 平成25年10月15日 金額(円)	第8期 自 平成25年10月16日 至 平成26年10月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	1,062,653	2,131,634
有価証券売買等損益	2,604,845,364	1,037,616,791
派生商品取引等損益	2,297,050,997	464,107,462
営業収益合計	308,857,020	575,640,963
営業費用		
受託者報酬	4,383,209	10,117,869
委託者報酬	32,874,717	75,884,628
その他費用	648,580	1,238,491

営業費用合計	37,906,506	87,240,988
営業利益又は営業損失（ ）	270,950,514	488,399,975
経常利益又は経常損失（ ）	270,950,514	488,399,975
当期純利益又は当期純損失（ ）	270,950,514	488,399,975
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,308,483	160,697,565
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	236,054,529	1,286,443,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	787,831,519	1,247,388,342
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	787,831,519	1,247,388,342
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,084,658	995,065,392
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,084,658	995,065,392
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,286,443,421	1,866,468,781

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期	
	自 平成25年10月16日	至 平成26年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期	第8期
	平成25年10月15日現在	平成26年10月15日現在
1. 元本状況		
期首元本額	3,560,474,760円	11,421,236,410円
期中追加設定元本額	7,960,618,494円	9,742,511,672円
期中一部解約元本額	99,856,844円	8,439,527,040円
2. 受益権の総数	11,421,236,410口	12,724,221,042口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期	第8期
自 平成24年10月16日	自 平成25年10月16日
至 平成25年10月15日	至 平成26年10月15日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期	
	自	至
	平成25年10月16日	平成26年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期	
	平成26年10月15日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

## 第7期（平成25年10月15日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,495,895,460
合計	2,495,895,460

## 第8期（平成26年10月15日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	681,755,161
合計	681,755,161

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

区分	種類	第7期 平成25年10月15日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 T O P I X	9,593,094,691	-	9,727,760,000	134,665,309
合計		-	-	9,727,760,000	134,665,309

区分	種類	第8期 平成26年10月15日現在			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 売建 T O P I X	11,498,601,730	-	10,898,050,000	600,551,730
合計		-	-	10,898,050,000	600,551,730

（注）時価の算定方法

- 1）先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2）期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期（自 平成25年10月16日 至 平成26年10月15日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第7期 平成25年10月15日現在	第8期 平成26年10月15日現在
1口当たり純資産額 1.1126円 「1口 = 1円（10,000口 = 11,126円）」	1口当たり純資産額 1.1467円 「1口 = 1円（10,000口 = 11,467円）」



## (4) 附属明細表

## 有価証券明細表

## &lt; 株式以外の有価証券 &gt;

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド	4,602,107,213	10,942,430,320	
合計 1 銘柄			4,602,107,213	10,942,430,320	

## デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

## &lt; 参考 &gt;

当ファンドは、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

区 分	平成25年10月15日現在 金額(円)	平成26年10月15日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	607,385,338	803,414,324
株式	13,184,431,400	17,738,498,320
派生商品評価勘定	14,511,069	90,801
未収入金	260,316,529	285,499,203
未収配当金	91,007,800	132,049,992
前払金	-	54,670,000
差入委託証拠金	22,050,000	22,125,000
流動資産合計	14,179,702,136	19,036,347,640
資産合計	14,179,702,136	19,036,347,640
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,024	47,005,538
前受金	15,400,000	-
未払金	274,167,052	443,596,781
流動負債合計	289,571,076	490,602,319
負債合計	289,571,076	490,602,319
純資産の部		
元本等		
元本	6,331,586,921	7,799,984,311
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	7,558,544,139	10,745,761,010
元本等合計	13,890,131,060	18,545,745,321
純資産合計	13,890,131,060	18,545,745,321
負債純資産合計	14,179,702,136	19,036,347,640

## (2) 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成25年10月16日 至 平成26年10月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成25年10月15日現在	平成26年10月15日現在
1. 元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	9,080,172,034円	6,331,586,921円
期中追加設定元本額	2,873,863,560円	3,652,287,211円
期中一部解約元本額	5,622,448,673円	2,183,889,821円
元本の内訳		
大和住銀ジャパン・スペシャル ニュートラル・コース（ヘッジあり）	1,331,906,299円	1,156,477,575円
大和住銀ジャパン・スペシャル マーケット・コース（ヘッジなし）	267,502,442円	178,528,820円
フレキシブル日本株ファンド	-	824,551,285円
大和住銀/FOFs用日本株MN（適格機関投資家限定）	261,103,547円	1,038,319,418円
大和住銀Fof用ジャパン・マーケット・ニュートラル（適格機関投資家限定）	4,471,074,633円	4,602,107,213円
合計	6,331,586,921円	7,799,984,311円
2. 受益権の総数	6,331,586,921口	7,799,984,311口

## （金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成25年10月16日 至 平成26年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年10月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成25年10月15日現在)

種類	計算期間 の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	1,861,567,157
合計	1,861,567,157

「計算期間」とは、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成25年1月25日から平成25年10月15日まで）を指しております。

(平成26年10月15日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	168,231,659
合計	168,231,659

「計算期間」とは、「大和住銀ジャパン・スペシャル・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成26年1月25日から平成26年10月15日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

区分	種類	平成25年10月15日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 T O P I X	584,492,955	-	599,000,000	14,507,045
合計		-	-	599,000,000	14,507,045

区分	種類	平成26年10月15日現在			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	株価指数先物取引 買建 T O P I X	793,859,737	-	746,945,000	46,914,737
合計		-	-	746,945,000	46,914,737

(注) 時価の算定方法

- 1) 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2) 期末の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段等を用いております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成25年10月16日 至 平成26年10月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成25年10月15日現在	平成26年10月15日現在
1口当たり純資産額 2.1938円 「1口 = 1円(10,000口 = 21,938円)」	1口当たり純資産額 2.3777円 「1口 = 1円(10,000口 = 23,777円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

&lt;株式&gt;

	株式数	評価額

通貨	銘柄	(株)	単価	金額	備考
円	国際石油開発帝石	48,200	1,311.50	63,214,300	
	大成建設	49,000	557.00	27,293,000	
	大林組	25,000	684.00	17,100,000	
	西松建設	106,000	457.00	48,442,000	
	東鉄工業	8,600	2,366.00	20,347,600	
	熊谷組	113,000	372.00	42,036,000	
	大東建託	2,900	12,400.00	35,960,000	
	N I P P O	18,000	1,859.00	33,462,000	
	大和ハウス工業	48,600	1,907.00	92,680,200	
	ライト工業	97,000	937.00	90,889,000	
	サッポロホールディングス	36,000	418.00	15,048,000	
	味の素	97,000	1,952.50	189,392,500	
	日本たばこ産業	60,200	3,364.50	202,542,900	
	旭化成	131,000	841.30	110,210,300	
	日産化学工業	9,800	1,767.00	17,316,600	
	信越化学工業	24,400	6,744.00	164,553,600	
	三菱ケミカルホールディングス	125,300	509.60	63,852,880	
	ダイセル	106,000	1,120.00	118,720,000	
	日本ゼオン	24,000	1,011.00	24,264,000	
	日立化成	40,300	1,770.00	71,331,000	
	A D E K A	6,300	1,304.00	8,215,200	
	日油	47,000	645.00	30,315,000	
	花王	3,700	4,069.50	15,057,150	
	D I C	143,000	219.00	31,317,000	
	サカタインクス	39,800	1,020.00	40,596,000	
	富士フイルムホールディングス	27,900	3,366.00	93,911,400	
	ファンケル	19,400	1,413.00	27,412,200	
	日東電工	30,600	5,472.00	167,443,200	
	武田薬品工業	12,700	4,508.00	57,251,600	
	アステラス製薬	145,300	1,565.00	227,394,500	
	塩野義製薬	16,100	2,459.00	39,589,900	
	日本新薬	10,000	3,075.00	30,750,000	
	中外製薬	52,100	3,200.00	166,720,000	
	小野薬品工業	7,100	9,020.00	64,042,000	
	生化学工業	13,900	1,674.00	23,268,600	
	大塚ホールディングス	45,600	3,750.50	171,022,800	
	J Xホールディングス	65,000	467.50	30,387,500	
	ブリヂストン	72,000	3,503.50	252,252,000	
	太平洋セメント	76,000	382.00	29,032,000	
	ジオスター	17,000	750.00	12,750,000	
新日鐵住金	202,000	257.20	51,954,400		

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	ジェイ エフ イー ホールディングス	52,700	1,975.00	104,082,500	
	日新製鋼	39,800	885.00	35,223,000	
	共英製鋼	9,100	1,913.00	17,408,300	
	日立金属	30,000	1,811.00	54,330,000	

三菱マテリアル	119,000	326.00	38,794,000
住友金属鉱山	39,000	1,428.00	55,692,000
U A C J	23,000	383.00	8,809,000
住友電気工業	90,900	1,441.50	131,032,350
S U M C O	14,700	1,075.00	15,802,500
日本発条	26,800	923.00	24,736,400
三浦工業	39,900	1,166.00	46,523,400
アイダエンジニアリング	15,700	1,000.00	15,700,000
S M C	2,500	27,265.00	68,162,500
小松製作所	33,100	2,345.00	77,619,500
住友重機械工業	123,000	553.00	68,019,000
クボタ	116,000	1,541.00	178,756,000
荏原製作所	102,000	575.00	58,650,000
ダイフク	46,200	1,118.00	51,651,600
タダノ	48,000	1,683.00	80,784,000
フジテック	45,100	1,131.00	51,008,100
C K D	7,700	922.00	7,099,400
福島工業	6,900	2,031.00	14,013,900
日本精工	23,000	1,332.00	30,636,000
N T N	66,000	437.00	28,842,000
T H K	46,900	2,474.00	116,030,600
マキタ	6,400	5,510.00	35,264,000
三菱重工業	228,000	632.90	144,301,200
I H I	185,000	514.00	95,090,000
コニカミノルタ	49,400	1,123.00	55,476,200
ミネベア	68,000	1,310.00	89,080,000
日立製作所	512,000	766.90	392,652,800
三菱電機	355,000	1,275.50	452,802,500
日本電産	15,900	6,639.00	105,560,100
オムロン	10,500	4,575.00	48,037,500
日本電気	425,000	342.00	145,350,000
富士通	175,000	683.40	119,595,000
サンケン電気	162,000	812.00	131,544,000
セイコーエプソン	41,900	4,640.00	194,416,000
日本信号	1,300	1,028.00	1,336,400
能美防災	10,000	1,529.00	15,290,000
パナソニック	11,600	1,182.50	13,717,000
日立国際電気	19,000	1,413.00	26,847,000
ソニー	132,500	1,849.50	245,058,750

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	T D K	5,500	5,530.00	30,415,000	
	アルプス電気	76,100	1,717.00	130,663,700	
	クラリオン	16,000	395.00	6,320,000	
	日本航空電子工業	45,000	2,052.00	92,340,000	
	キーエンス	900	44,355.00	39,919,500	
	シスメックス	700	4,005.00	2,803,500	
	日本セラミック	4,400	1,524.00	6,705,600	
	日本デジタル研究所	4,200	1,982.00	8,324,400	

エンプラス	5,400	4,915.00	26,541,000
村田製作所	20,300	11,400.00	231,420,000
小糸製作所	6,600	2,633.00	17,377,800
キヤノン	10,000	3,297.00	32,970,000
デンソー	13,700	4,691.00	64,266,700
三井造船	179,000	230.00	41,170,000
日産自動車	114,000	966.30	110,158,200
いすゞ自動車	29,500	1,332.50	39,308,750
トヨタ自動車	171,700	5,990.00	1,028,483,000
日野自動車	94,300	1,442.00	135,980,600
武蔵精密工業	4,600	2,037.00	9,370,200
極東開発工業	13,600	1,452.00	19,747,200
マツダ	117,700	2,299.00	270,592,300
本田技研工業	34,600	3,417.00	118,228,200
スズキ	9,800	3,155.00	30,919,000
富士重工業	86,700	3,221.50	279,304,050
ヤマハ発動機	29,700	1,838.00	54,588,600
日本精機	14,000	2,176.00	30,464,000
オリンパス	3,900	3,620.00	14,118,000
バンダイナムコホールディングス	9,600	2,567.00	24,643,200
トッパン・フォームズ	36,800	1,007.00	37,057,600
任天堂	8,900	11,075.00	98,567,500
中部電力	39,800	1,185.00	47,163,000
関西電力	137,300	908.10	124,682,130
東北電力	30,600	1,145.00	35,037,000
四国電力	9,000	1,273.00	11,457,000
北海道電力	32,500	811.00	26,357,500
東京瓦斯	28,000	580.00	16,240,000
東京急行電鉄	23,000	650.00	14,950,000
東日本旅客鉄道	23,500	7,869.00	184,921,500
西日本旅客鉄道	8,500	4,813.00	40,910,500
東海旅客鉄道	5,700	13,975.00	79,657,500
山九	62,000	520.00	32,240,000
日本郵船	160,000	261.00	41,760,000
商船三井	50,000	329.00	16,450,000

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	日本航空	51,700	2,818.00	145,690,600	
	新日鉄住金ソリューションズ	25,300	3,105.00	78,556,500	
	I Tホールディングス	29,900	1,737.00	51,936,300	
	コロプラ	7,900	3,240.00	25,596,000	
	野村総合研究所	22,400	3,360.00	75,264,000	
	電通国際情報サービス	1,000	1,151.00	1,151,000	
	日本ユニシス	55,300	892.00	49,327,600	
	日本電信電話	38,500	6,227.00	239,739,500	
	K D D I	61,500	6,342.00	390,033,000	
	N T T ドコモ	44,400	1,693.00	75,169,200	
	D T S	1,000	2,164.00	2,164,000	

スクウェア・エニックス・ホールディングス	4,700	2,106.00	9,898,200	
S C S K	24,300	2,787.00	67,724,100	
ソフトバンク	27,100	7,026.00	190,404,600	
三井物産	186,300	1,570.50	292,584,150	
日立ハイテクノロジーズ	17,000	2,883.00	49,011,000	
三菱商事	138,200	2,011.00	277,920,200	
サンエー	300	3,375.00	1,012,500	
D C Mホールディングス	7,000	731.00	5,117,000	
J . フロント リテイリング	23,500	1,309.00	30,761,500	
三越伊勢丹ホールディングス	88,300	1,327.00	117,174,100	
コスモス薬品	2,200	15,070.00	33,154,000	
セブン&アイ・ホールディングス	51,000	3,992.00	203,592,000	
ツルハホールディングス	6,300	5,920.00	37,296,000	
トリドール	25,000	1,261.00	31,525,000	
良品計画	8,100	13,800.00	111,780,000	
ドンキホーテホールディングス	37,000	6,380.00	236,060,000	
ユナイテッドアローズ	6,600	3,730.00	24,618,000	
ヨンドシーホールディングス	2,000	1,926.00	3,852,000	
ニトリホールディングス	3,900	6,530.00	25,467,000	
ファーストリテイリング	6,600	37,640.00	248,424,000	
サックスパー ホールディングス	2,400	1,573.00	3,775,200	
新生銀行	882,000	216.00	190,512,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,529,500	578.60	884,968,700	
りそなホールディングス	423,000	575.00	243,225,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	455,000	409.60	186,368,000	
千葉銀行	47,000	712.00	33,464,000	
七十七銀行	116,000	545.00	63,220,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	53,000	487.00	25,811,000	
スルガ銀行	9,000	1,981.00	17,829,000	
広島銀行	11,000	486.00	5,346,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,757,900	186.00	326,969,400	
野村ホールディングス	297,200	598.80	177,963,360	

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
円	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	37,600	672.00	25,267,200	
	M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	10,400	2,190.00	22,776,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	8,900	1,639.00	14,587,100	
	第一生命保険	172,300	1,471.00	253,453,300	
	東京海上ホールディングス	89,000	3,247.00	288,983,000	
	T & Dホールディングス	73,700	1,274.00	93,893,800	
	クレディセゾン	83,500	1,962.00	163,827,000	
	日立キャピタル	5,700	2,402.00	13,691,400	
	オリックス	95,700	1,346.50	128,860,050	



三井不動産	64,000	2,957.50	189,280,000
三菱地所	119,000	2,220.00	264,180,000
東京建物	90,000	791.00	71,190,000
住友不動産	32,000	3,519.00	112,608,000
レオパレス21	134,300	570.00	76,551,000
エヌ・ティ・ティ都市開発	28,800	1,023.00	29,462,400
サンフロンティア不動産	22,900	1,125.00	25,762,500
日本空港ビルデング	5,200	3,890.00	20,228,000
テンプホールディングス	3,000	3,105.00	9,315,000
エムスリー	1,900	1,672.00	3,176,800
電通	19,200	3,730.00	71,616,000
オリエンタルランド	3,100	20,835.00	64,588,500
リクルートホールディングス	6,300	3,100.00	19,530,000
セコム	11,500	6,040.00	69,460,000
合計193銘柄	15,280,700	-	17,738,498,320

#### デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しており、ここでは省略しております。

「MHAM国内株式L&Sファンド(FoF用)(適格機関投資家専用)」の状況

「MHAM国内株式L&Sファンド(FoF用)(適格機関投資家専用)」は追加型株式投資信託であります。同ファンドの財務諸表は日本国内の諸法規に準拠して作成され、独立監査人による監査を受けております。

同ファンドの「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」、「注記表」及び「附属明細表」は、同ファンドの運用会社であるみずほ投信投資顧問株式会社から入手した平成26年12月12日現在の財務諸表から抜粋したものであります。

#### (1) 貸借対照表

(単位:円)

区 分	第15期計算期間 (平成26年6月12日現在)	第16期計算期間 (平成26年12月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	177,872	205,227
親投資信託受益証券	21,523,286	26,325,834
流動資産合計	21,701,158	26,531,061
資産合計	21,701,158	26,531,061
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	6,776	7,740
未払委託者報酬	65,485	74,723
その他未払費用	392	552
流動負債合計	72,653	83,015
負債合計	72,653	83,015
純資産の部		
元本等		
元本	14,730,814	16,937,048

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,897,691	9,510,998
元本等合計	21,628,505	26,448,046
純資産合計	21,628,505	26,448,046
負債純資産合計	21,701,158	26,531,061

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	第15期計算期間 (自 平成25年12月13日 至 平成26年6月12日)	第16期計算期間 (自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日)
営業収益		
受取利息	3	6
有価証券売買等損益	718,303	1,512,548
営業収益合計	718,300	1,512,554
営業費用		
受託者報酬	6,776	7,740
委託者報酬	65,485	74,723
その他費用	392	552
営業費用合計	72,653	83,015
営業利益又は営業損失（ ）	790,953	1,429,539
経常利益又は経常損失（ ）	790,953	1,429,539
当期純利益又は当期純損失（ ）	790,953	1,429,539
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	77,640
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,735,051	6,897,691
剰余金増加額又は欠損金減少額	953,593	1,813,264
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	953,593	1,813,264
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	551,856
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	551,856
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,897,691	9,510,998

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第16期計算期間 (自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第15期計算期間 (平成26年6月12日現在)	第16期計算期間 (平成26年12月12日現在)

1 計算期間末日の受益権総口数	14,730,814口	16,937,048口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)	1.4682 円 (14,682円)	1.5615円 (15,615円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期計算期間 (自平成25年12月13日 至平成26年6月12日)	第16期計算期間 (自平成26年6月13日 至平成26年12月12日)
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(55,899円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,148,429円)、分配準備積立金(5,125,601円)より、分配対象収益は7,329,929円(1万口当たり4,975円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(122,741円)、有価証券売買等損益(444,738円)、収益調整金(4,139,707円)、分配準備積立金(4,803,812円)より、分配対象収益は9,510,998円(1万口当たり5,615円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第15期計算期間 (自平成25年12月13日 至平成26年6月12日)	第16期計算期間 (自平成26年6月13日 至平成26年12月12日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	同左

<p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
---	----

項目	第15期計算期間 (自 平成25年12月13日 至 平成26年6月12日)	第16期計算期間 (自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日)
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	第15期計算期間 (平成26年6月12日現在)	第16期計算期間 (平成26年12月12日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第15期計算期間(自 平成25年12月13日 至 平成26年6月12日)

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	718,303
合計	718,303

第16期計算期間（自 平成26年 6月13日 至 平成26年12月12日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,431,290
合計	1,431,290

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期計算期間 （自 平成25年12月13日 至 平成26年6月12日）	第16期計算期間 （自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行わ れていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	第15期計算期間 （平成26年6月12日現在）	第16期計算期間 （平成26年12月12日現在）
1 期首元本額		12,884,405 円	14,730,814 円
期中追加設定元本額		1,846,409 円	3,386,736 円
期中一部解約元本額		- 円	1,180,502 円

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM国内株式L&Sファンド（Fof用）（適格機関投資家専用）

（平成26年12月12日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM国内株式L&Sマ ザーファンド2	15,857,026	26,325,834	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	15,857,026 1 99.5%	26,325,834 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				26,325,834	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM国内株式L & Sマザーファンド2」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM国内株式L & Sマザーファンド2の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成26年12月12日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	955,685
株式	18,123,700
未収入金	5,986,162
信用取引預け金	16,802,381
未収利息	1
前払金	3,443,090
その他未収収益	239
差入保証金	4,166,910
流動資産合計	49,478,168
資産合計	49,478,168
負債の部	
流動負債	
信用売証券	17,454,100
未払金	5,613,612
その他未払費用	84,810
流動負債合計	23,152,522
負債合計	23,152,522
純資産の部	
元本等	
元本	15,857,026
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,468,620
元本等合計	26,325,646
純資産合計	26,325,646
負債純資産合計	49,478,168

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式・信用売証券 原則として時価で評価しております。

2 収益・費用の計上基準	<p>受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>その他費用の計上基準 借株料 信用売り株式の借入に係る費用として、予め借入先と合意した料率と計算方法に基づき、原則として、借入実行日(信用売り受渡日)の翌営業日から日々計上しております。</p> <p>支払配当金相当額 信用売り株式の借入先に支払うべき配当金相当額として、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の100%を計上し、単価の変更の際は確定時に差額を計上しております。</p>
--------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項 目	期別 (平成26年12月12日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数	15,857,026口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)	1.6602円 (16,602円)

## (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p><b>市場リスクの管理</b> 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p><b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p><b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
<p>4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	(平成26年12月12日現在)
<p>1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額</p>	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券 株式、信用売証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成26年6月13日 至 平成26年12月12日)



種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	938,281
資産合計	938,281
信用売証券	657,400
負債合計	657,400

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	（平成26年12月12日現在）
1 親投資信託の期首における元本額		13,843,122円 （平成26年6月13日）
期中追加設定元本額		3,122,940円
期中一部解約元本額		1,109,036円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を 投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		15,857,026円
MHAM国内株式L & Sファンド（F o F用）（適格機関 投資家専用）		15,857,026円

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

有価証券明細表

MHAM国内株式L & S マザーファンド2

（平成26年12月12日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	清水建設	1,000	803.00	803,000	
	積水ハウス	100	1,532.00	153,200	
	関電工	1,000	671.00	671,000	
	森永製菓	2,000	297.00	594,000	
	江崎グリコ	100	4,185.00	418,500	
	サントリー食品インターナショナル	100	4,170.00	417,000	
	D I C	2,000	283.00	566,000	
	コーセー	100	4,695.00	469,500	
	小林製薬	100	7,200.00	720,000	
	日本農薬	200	1,408.00	281,600	
	ニフコ	100	3,935.00	393,500	
	ユニ・チャーム	100	2,944.50	294,450	
	ブリヂストン	100	4,188.50	418,850	
	D M G 森精機	100	1,540.00	154,000	
	T P R	100	2,866.00	286,600	
	マブチモーター	100	9,770.00	977,000	
	ソニー	200	2,440.50	488,100	
	T D K	100	7,670.00	767,000	
	アルプス電気	200	2,364.00	472,800	
	カシオ計算機	200	1,916.00	383,200	

いすゞ自動車	200	1,455.00	291,000
トヨタ自動車	100	7,500.00	750,000
日野自動車	200	1,522.00	304,400
マツダ	100	3,051.50	305,150
H O Y A	100	4,078.50	407,850
セイコーホールディングス	1,000	688.00	688,000
バンダイナムコホールディングス	100	2,553.00	255,300

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	アシックス	200	2,970.00	594,000	
	日本航空	100	3,885.00	388,500	
	A N Aホールディングス	1,000	297.00	297,000	
	日本電信電話	100	6,275.00	627,500	
	K D D I	100	7,617.00	761,700	
	N T Tドコモ	100	1,834.00	183,400	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	100	2,443.00	244,300	
	コナミ	100	2,223.00	222,300	
	日立ハイテクノロジーズ	100	3,625.00	362,500	
	ドンキホーテホールディングス	100	7,720.00	772,000	
	アトラ	100	740.00	74,000	
	エイチ・アイ・エス	100	3,275.00	327,500	
	共立メンテナンス	100	5,380.00	538,000	
日本・円	小計	12,100		18,123,700	
	銘柄数	40			
	組入時価比率	68.8%		100.0%	
合計		12,100		18,123,700	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表 M H A M国内株式 L & S マザーファンド2

(平成26年12月12日現在)

通貨	銘柄	信用取引		備考
		売建株数	評価額	
日本・円	鹿島建設	1,000	479,000	
	森永乳業	1,000	401,000	
	カゴメ	200	363,400	
	東洋水産	100	387,500	
	日清食品ホールディングス	100	567,000	
	王子ホールディングス	2,000	814,000	
	三井化学	1,000	343,000	
	花王	100	464,500	
	ツムラ	200	531,000	
	昭和シェル石油	400	394,400	
	出光興産	200	392,600	
	住友ゴム工業	100	179,000	
	旭硝子	1,000	587,000	

荏原製作所	1,000	514,000
ダイキン工業	100	787,500
グローリー	300	870,000
イビデン	100	179,800
富士通	1,000	658,500
沖電気工業	2,000	474,000
パナソニック	200	292,600
シャープ	2,000	552,000
スタンレー電気	200	513,000
京セラ	100	560,600
トヨタ紡織	300	451,800
東海理化電機製作所	200	505,600
三井造船	1,000	213,000
武蔵精密工業	200	441,400
アイシン精機	100	434,000
エクセディ	200	595,400
商船三井	2,000	742,000
大塚商会	100	390,000
ソフトバンク	100	733,600
伊藤忠商事	200	260,300
豊田通商	200	544,600
みらかホールディングス	100	486,000
リクルートホールディングス	100	351,000
合計	19,200	17,454,100

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### オルタナティブベストセレクション・ラップ

（平成27年 1月30日現在）

資産総額	90,764,844円
負債総額	17,234円
純資産総額（ - ）	90,747,610円
発行済口数	79,222,222口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1455円
（1万口当たり純資産額）	（11,455円）

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### （1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### （2）受益者等名簿

該当事項はありません。

#### （3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### a．資本金の額（平成27年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

###### b．委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

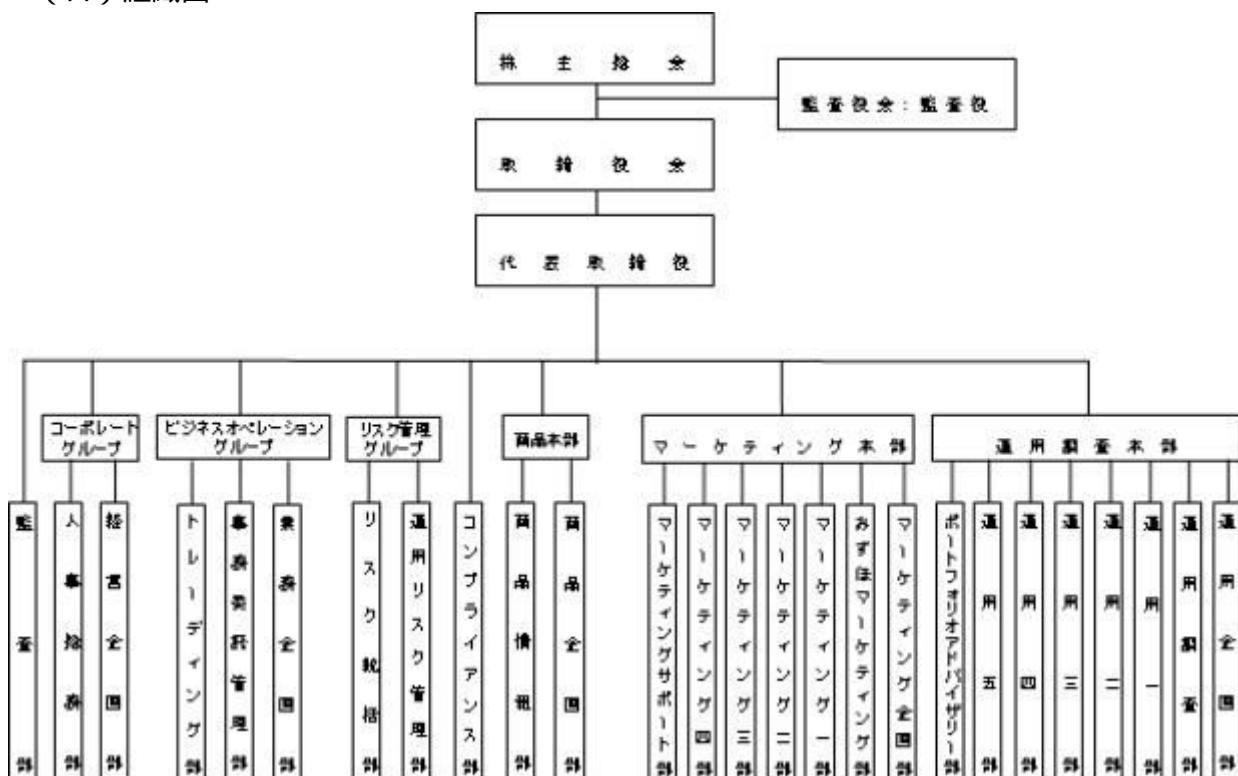
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

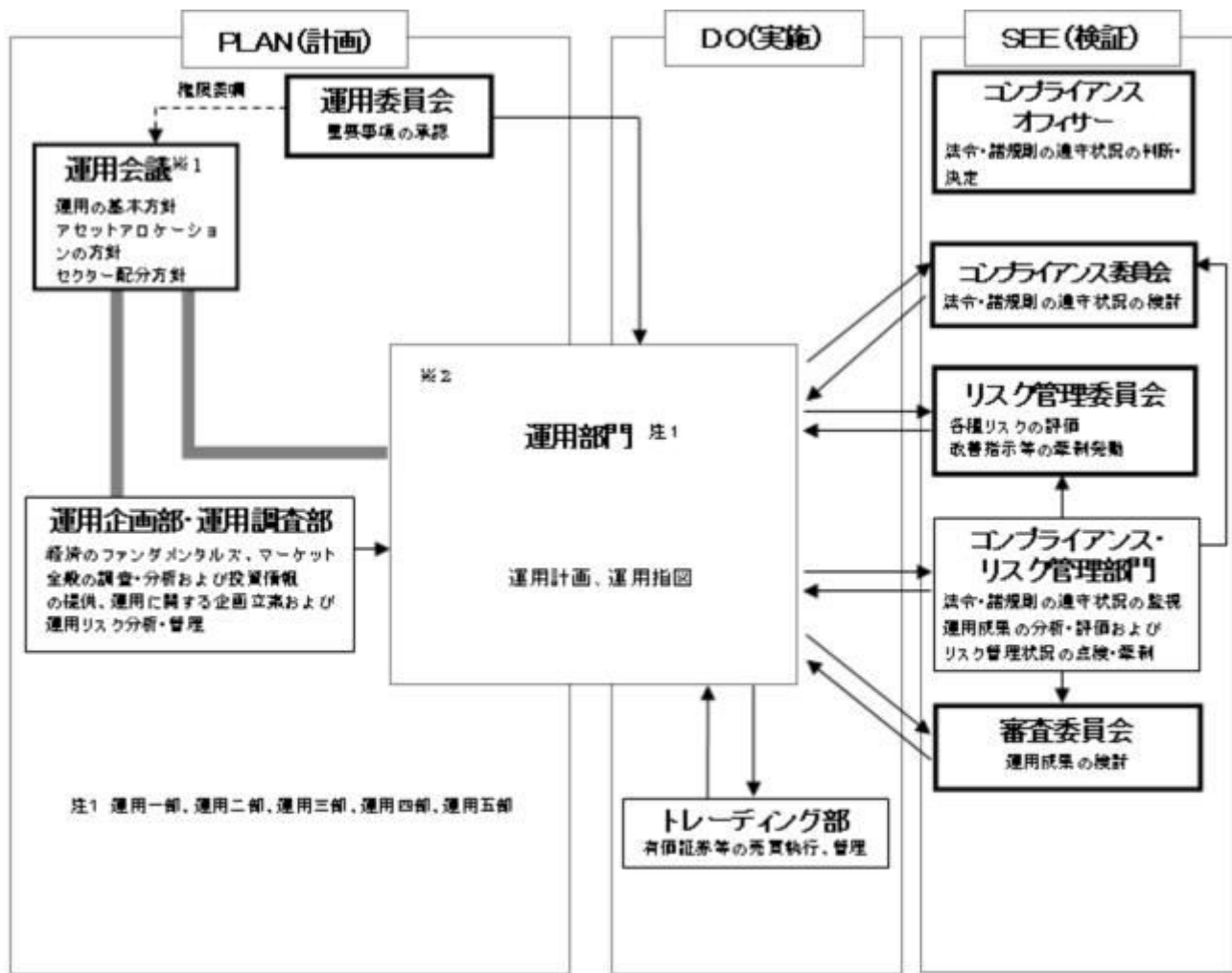
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



## (八) 投資運用の意思決定機構



実績の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～五部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成27年1月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	288	4,276,389
株式投資信託（合計）	260	3,484,139
単位型	36	135,565
追加型	224	3,348,573
公社債投資信託（合計）	28	792,250
単位型	1	215
追加型	27	792,034

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

#### 1．財務諸表

##### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,766,270	13,492,111
有価証券	5,259,693	3,291,156
貯蔵品	1,062	5,188
立替金	30,280	15,778
前払金	25,483	38,614
前払費用	20,286	16,530
未収委託者報酬	1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬	86,074	117,049
未収収益	13,810	6,509
繰延税金資産	192,202	283,616
流動資産合計	18,286,853	19,920,646
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 15,051	2 12,380
構築物（純額）	2 1,886	2 1,650
器具・備品（純額）	2 95,877	2 99,960



リース資産（純額）	2	680	2	340
有形固定資産合計		113,496		114,332
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	39,774	3	74,851
ソフトウェア仮勘定		-		11,885
無形固定資産合計		39,866		86,827
投資その他の資産				
投資有価証券		2,929,683		3,213,218
関係会社株式		77,100		77,100
長期差入保証金		125,515		124,152
長期繰延税金資産		8,695		63,925
前払年金費用		410,271		374,562
その他		10,632		6,632
投資その他の資産合計		3,561,898		3,859,590
固定資産合計		3,715,261		4,060,749
資産合計		22,002,115		23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		18,156		21,303
リース債務		1,206		810
未払金				
未払収益分配金		336		177
未払償還金		14,470		10,100
未払手数料	1	964,634	1	1,296,830
その他未払金		195,035		513,148
未払金合計		1,174,476		1,820,257
未払費用		402,634		548,430
未払法人税等		471,902		1,462,380
賞与引当金		299,000		362,800
役員賞与引当金		45,500		44,200
流動負債合計		2,412,875		4,260,181
固定負債				
長期リース債務		1,156		345
退職給付引当金		168,209		172,959
役員退職慰労引当金		80,416		31,708
執行役員退職慰労引当金		99,750		102,083
固定負債合計		349,532		307,096
負債合計		2,762,408		4,567,278
純資産の部				

株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000
繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	72,415	72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	1	10,580,803	1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992

諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
営業雑経費合計	210,672	243,290
営業費用合計	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	-

投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	2 101	2 3,210
ゴルフ会員権売却損	-	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	-
特別損失合計	90,943	59,368
税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	129,642	113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千  
円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
			別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 関連会社株式

総平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

## (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

## (未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

## 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

## 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

## 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円
----------------	-----------	-----------

## 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

## 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

## 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
建物	-千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	8,630	-	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	------------	-------------	-----	-------



平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日
-----------------------	----------	-----------	-------	-------------	-------------

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

### 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

### 2．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

### 3．配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

#### (リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

#### (2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

#### 1．金融商品の状況に関する事項

##### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

##### (2)金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
其他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

## （注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## （注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

## (有価証券関係)

## １．満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額	(1) 国債・地方債等	-	-	-

を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## 2．関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3．その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			

得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
小計	4,384,326	4,516,340	132,014	
合計	6,305,322	6,226,275	79,047	

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4．売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388
合計	1,209,919	158,386	42,388

#### 5．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,281,738
(2)年金資産(千円)	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	262,764
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	242,061
(7)前払年金費用(千円)	410,271
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	168,209

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	108,925
(2)利息費用(千円)	17,431
(3)期待運用収益(減算)(千円)	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	179,338
(7)その他(千円)(注2)	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	195,268

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## 4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

(単位：千円)

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	201,603

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
-----------------------	-----------------------



繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172
前払年金費用	146,220	133,494
繰延税金負債合計	207,078	161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	
住民税均等割	0.16	
評価性引当額の増減	3.18	
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.48	

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第十号)が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

## 1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

## 当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,738,779	未払手数料	760,018

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	91,562	その他未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他未払金	3,150

## 当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃 貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テ クノロジー 株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サー ビス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジン グサービ ス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシ ステム サービス 料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業 務支援	4,145	その他 未払金	1,648

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

(1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

(3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

(4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571

普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数(千株)	1,817	1,813

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間	
(平成26年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,392,308
有価証券	4,503,686
貯蔵品	2,672
未収委託者報酬	2,835,160
未収運用受託報酬	84,271
繰延税金資産	258,726
その他	221,068
流動資産合計	21,297,894
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	14,060
構築物(純額)	1,547
器具・備品(純額)	88,371
リース資産(純額)	170
有形固定資産合計	104,149
無形固定資産	
ソフトウェア	82,679
ソフトウェア仮勘定	3,885
その他	91
無形固定資産合計	86,656
投資その他の資産	
投資有価証券	3,596,673
前払年金費用	421,561
その他	131,197
投資その他の資産合計	4,149,431
固定資産合計	4,340,237
資産合計	25,638,131

(単位：千円)

当中間会計期間  
(平成26年9月30日)

負債の部	
流動負債	
リース債務	754
未払金	
未払収益分配金	175
未払償還金	8,852
未払手数料	1,372,909
その他未払金	279,650
未払金合計	1,661,587
未払法人税等	966,772
未払消費税等	2 349,104
賞与引当金	382,000
役員賞与引当金	33,000
その他	671,869
流動負債合計	4,065,087
固定負債	
退職給付引当金	146,778
役員退職慰労引当金	32,166
執行役員退職慰労引当金	50,916
繰延税金負債	32,867
固定負債合計	262,728
負債合計	4,327,816
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	8,900,000
繰越利益剰余金	4,658,210
利益剰余金合計	13,918,704
自己株式	72,415
株主資本合計	21,132,288
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	178,027
評価・換算差額等合計	178,027
純資産合計	21,310,315
負債純資産合計	25,638,131

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

## 当中間会計期間

（自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		16,867,457
運用受託報酬		113,806
営業収益合計		16,981,264
営業費用及び一般管理費	1	14,312,421
営業利益		2,668,842
営業外収益		
受取配当金		82,555
有価証券利息		1,807
受取利息		5,629
時効成立分配金・償還金		1,275
その他		2,831
営業外収益合計		94,099
営業外費用		
支払利息		16
時効成立後支払分配金・償還金		3,071
その他		2,321
営業外費用合計		5,410
経常利益		2,757,531
特別利益		
投資有価証券売却益		34,225
特別利益合計		34,225
特別損失		
固定資産除却損		1,398
投資有価証券評価損		58,680
その他		22,227
特別損失合計		82,306
税引前中間純利益		2,709,450
法人税、住民税及び事業税		961,036
法人税等調整額		25,644
法人税等合計		986,680
中間純利益		1,722,769

## （ 3 ） 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本剰余金	利益剰余金	
		その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,722,769
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,658,210

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当中間期変動額					
剰余金の配当	-		-		-
中間純利益	1,722,769		1,722,769		1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				127,152	127,152
当中間期変動額合計	1,722,769	-	1,722,769	127,152	1,849,921
当中間期末残高	13,918,704	72,415	21,132,288	178,027	21,310,315

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1．資産の評価基準及び評価方法

##### （1）有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

#### 2．固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産（リース資産を除く）



定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

## (2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

### (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	555,450千円

2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	20,991千円
無形固定資産	11,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式（株）	9,386	-	-	9,386
---------	-------	---	---	-------

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### 1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

##### 2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,392,308	13,392,308	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,824,207	7,824,207	-
(3) 未収委託者報酬	2,835,160	2,835,160	-
(4) 未払手数料	1,372,909	1,372,909	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額  
によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、  
「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて  
困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,859,109	2,501,935	357,173
	小計	2,859,109	2,501,935	357,173
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,965,098	5,045,660	80,561
	小計	4,965,098	5,045,660	80,561
合計		7,824,207	7,547,595	276,611

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが  
極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,748円57銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	21,310,315
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,310,315
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	949円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,722,769

普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	1,722,769
普通株式の期中平均株式数（株）	1,813,864

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

#### （重要な後発事象）

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

#### 株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成26年11月26日
効力発生日	平成26年12月25日

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

## a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

## a．資本金の額

平成26年9月末現在、279,928百万円

## b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 三菱アセット・プレインズ株式会社（「投資顧問会社」）

## a．資本金の額

平成26年9月末現在、480百万円

## b．事業の内容

金融商品取引法に定める投資助言業を営んでいます。

## (3) みずほ証券株式会社（「販売会社」）

## a．資本金の額

平成26年9月末現在、125,167百万円

## b．事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

## (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理

## (2) 投資信託財産の計算

## (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

## (1) 募集・販売の取り扱い

## (2) 受益者に対する一部解約事務

## (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い

## (4) 受益者に対する収益分配金の再投資

## (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付

## (6) 受益者に対する運用報告書の交付

## (7) 所得税および地方税の源泉徴収

## （８）その他上記業務に付随する一切の業務

### 3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

#### <再信託受託会社の概要>

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

（1）目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法  
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など  
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 目論見書の使用開始日
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

（2）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

（3）目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。

（4）本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（5）目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。



(6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年3月10日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオルタナティブベストセレクション・ラップの平成26年1月16日から平成27年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルタナティブベストセレクション・ラップの平成27年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新光投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。